平成 13 年 11 月 6 日

各 位

東京都中央区日本橋一丁目 20 番 7 号松 井 証 券 株 式 会 社代表 取締役 社長 松井 道夫(東京証券取引所第一部:8628)問合せ先:取締役経営企画部長 九鬼 祐一郎TEL:03(3281)3146

「顧客資産の分別保管に関する報告書」の受領について

松井証券での顧客資産の分別保管についてお知らせします。

記

中央青山監査法人による国際監査基準に準拠した検証の結果、平成 13 年 3 月 31 日現在の当社の顧客資産の分別保管状況が、法令に準拠して適正に保管されているものと認める旨の報告書を同監査法人より受領いたしました。

以上

当社は、証券取引法の改正により顧客資産の分別保管が義務づけられる以前の平成 10 年 12 月から、日本証券業協会の理事会決議に基づき分別保管を実施しており、顧客分別金の差し替えについては平成 11 年 9 月から法律で定められた 1 週間単位の顧客分別金必要額の差し替えを 1 日単位の差し替えに推し進めています。

松井証券は、今後も金融機関の責務として、財務体制の健全性と透明性の維持に努めてまいります。